

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会学童保育相談員取扱要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社協」という。）における学童保育相談員（以下「相談員」という。）の任用および勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 身分

相談員は、非常勤の職員とする。

3 任用

相談員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、社協会長（以下「会長」という。）が任命する。

ア 教諭免許または保育士の資格を有していること。

イ 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

4 業務

相談員は、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 学童保育業務従事職員の業務にかかる相談等に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、上司が指示する業務に関すること。

5 雇用期間

(1) 相談員の雇用期間は、1年以内とする。

(2) 会長は、その雇用期間を更新することができる。

6 勤務形態

(1) 勤務日は、週3日以内とし、職務を行う場所および時間はその都度指示するものとする。

(2) 1日の勤務時間は、5時間以内とする。

7 賃金

相談員の賃金は、1時間1,200円とする。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

9 実施期日

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。